

# 令和3年度

## 入所案内

# 児童クラブ



行橋市教育委員会



## ◇設置の目的

放課後児童クラブは、就労や疾病等の理由で、家に帰っても保護者のいない家庭の子ども達が安全に楽しく過ごせる場を提供し、また異年齢の集団の中で個性を活かして、心豊かで元気な子どもを育成することを目的としています。

児童クラブは、就労等により昼間、家族が子どもの面倒をみられない時間をサポートする場所です。趣旨をご理解の上、ご利用ください。

## ◇対象となる児童および入所期間

入所の対象となるのは、市内の小学校に通う1年生から6年生で、その保護者及び同居親族の全てが下表のいずれかの事情により、昼間に養育をうけることができない児童です。

| No. | 入 所 事 由 |                           | 入所できる期間            |
|-----|---------|---------------------------|--------------------|
| 1   | 就 労     | 居宅外または居宅内の就労のため。          | 就労する期間             |
| 2   | 就 学     | 学校へ通うため。                  | 就学する期間             |
| 3   | 出 産     | 出産のため。                    | 出産予定月を含む最長3ヶ月以内の期間 |
| 4   | 障 害     | 心身に障がいをもっているため。           | 入所を必要とする期間         |
|     | 疾 病     | 疾病、もしくは負傷のため。             |                    |
|     | 介 護     | 同居及び別居の親族を常時看護・介護するため。    |                    |
| 5   | 災 害     | 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため。 | 災害復旧が完了するまでの期間     |

※ 入所希望が規定の人数を超えた場合は、低学年（1～3年生）等保育の優先度の高い児童の入所を優先いたします。

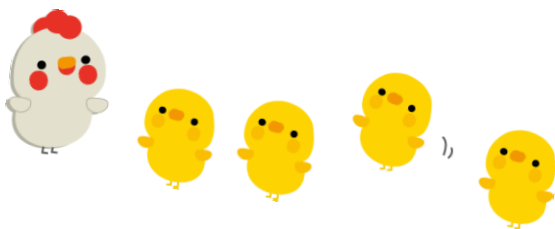
※ 規定の人数に達しているクラブは5月以降の入所（夏休み含む）募集を行いません。

※ 入所できる期間に該当中であっても、入所は最長で年度末（3月31日）までです。

※ 次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※ 就労の場合、保護者の勤務のある日・時間帯のみ児童クラブをご利用ください。

※ 求職の場合、2ヶ月間（会社訪問、面接等で保育ができない日）まで利用可能です。



## ◇開所時間と休所日

|        |                   |                                      |
|--------|-------------------|--------------------------------------|
| 【開所時間】 | 授業のある日            | 放課後～午後6時<br>※ただし、希望があれば午後7時までの延長あり。  |
|        | 授業のない日<br>(学校休業日) | 午前8時～午後6時<br>※ただし、希望があれば午後7時までの延長あり。 |

※児童の安全確保のため、保護者の方によるお迎えが原則となっていますので、開所時間内にお迎えに来ていただきますよう、お願いいたします。なお、同じ学校に通う兄弟がお迎えに行く場合につきましては、兄弟の下校時のみお迎えが可能となります。

【休所日】 日曜日、国民の祝日、8月13日～15日、  
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※感染症等（例：インフルエンザ）による学級閉鎖・学年閉鎖の対象となった学級・学年の児童については、閉鎖期間中、本人が発症していなくても、感染拡大を防ぐため児童クラブへの出席をご遠慮いただくようお願いいたします。（対象児童の兄弟・姉妹についても、同様に出席をご遠慮ください。）又、新型コロナウイルス感染者が出た場合、クラブを閉所することがあります。

## 《延長（午後6時から午後7時）利用について》

原則として、事前に「延長利用登録申請書」を提出し、登録された方のみ利用できます。延長を利用する人数等を事前に把握するため、利用する可能性がある場合は、登録へのご協力をお願いいたします。

延長を利用する際は、必ず事前（前日まで）に児童クラブへご連絡いただきますよう、お願いします。

また、急な残業等により、突発的にお迎えが18時を過ぎてしまった場合、延長利用の登録を行っていない方でも、延長料金（1回：100円）をいただくこととなりますので、ご了承ください。



## ◇児童クラブ費

|       |  |
|-------|--|
| 入所料   | 月額 5,000 円<br>※児童 2 人以上入所の場合は、第 2 子から 月額 2,500 円 |
| おやつ代  | 月額 2,000 円                                       |
| 損害保険料 | 年額 800 円（最初の支払月に一括払）                             |
| 延長料   | 月額 1,500 円（当月払）または 1 回 100 円（翌月払）1,500 円上限       |
| 支払方法  | 口座振替（毎月 25 日、金融機関が休業の場合は翌営業日）                    |

※残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、納付書でお支払いいただきます。

再引落はできませんので、振替日に引落ができるようお願いいたします。

※入所料等、月額でお支払いいただく料金は、月の途中で退所したり、利用日が少ない場合であっても、日割り計算による減免等はありません。

※退所する月に利用した延長料については、退所後のお支払い（退所月の翌月）になるため口座振替を行うことができません。後日納付書をお渡しいたしますので、金融機関でお支払いください。

### 《入所料等の減免について》

次の場合は、入所料等の減免を受けることができます。ただし、減免申請書を提出していただく必要があります。

- ◆ 生活保護世帯 ⇒ 入所料及び保険料 **全額免除**
- ◆ 母子・父子世帯、市町村民税非課税世帯 ⇒ 入所料 **半額免除**
- ◆ アレルギー等の事由により既定のおやつを食べられないためおやつを持参する場合 ⇒ おやつ代 **全額免除**

## ◇保険加入

入所される児童には、スポーツ安全保険に加入していただきます。

保険金の支払いは、治療日数（入院日数及び実通院日数）が 1 日から補償されます。

※損害保険は児童クラブで一括加入します。

### 【東京海上日動火災保険株式会社】

- 保険料 800 円
- 死亡 2,000 万円
- 後遺障害給付金 最高 3,000 万円
- 入院給付金 日額 4,000 円  
(1 日目から 180 日限度)
- 通院給付金 日額 1,500 円  
(1 日目から 30 日限度)



## ◇入所申込みに必要な書類



### <必ず提出するもの>

#### 1. 児童クラブ利用申請書（両面）

記入漏れのないようにご注意ください。また、裏面「同意書」は、必ずご一読いただき、署名、押印をお願いいたします。

#### 2. 保護者、同居の祖父母等が昼間に児童を養育できないことを証明する書類

下記のとおり、理由ごとに書類の提出をお願いします。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 就 労             | ①勤務証明書<br>「事業主記入欄」は必ず事業主が記入・証明してください。<br>★自営業・農業の方は、 <u>申告書・営業許可書等の写し</u> を提出   |
| 就 学             | ①申立書 ②在学証明書、カリキュラム等の在学を証明できるもの  |
| 障害、疾病、<br>家族の介護 | ①申立書<br>②該当する下記のいずれかの書類<br>・医師の診断書（病名、治療期間、保育できない状態かどうか、または介護の必要性等を明記したもの。）<br>・障害者手帳の写し<br>・介護保険被保険者証の写し（介護認定を受けたもの） |
| 出 産             | ①申立書 ②母子手帳の写し（出産予定日記載箇所）  |
| 災害復旧            | ①申立書 ②り災証明書   |
| 求 職             | ①申立書 ②ハローワークカードの写し  |

※上記の書類は同一敷地内に住む祖父母・同一世帯の親族（児童の兄弟姉妹は任意）の提出も必要です。

#### 3. 児童状況調べ①

児童クラブで安全に過ごせるよう、お子様の健康状態や体質等をご記入いただくものです。

#### 4. お子様の安全を守るために（お願い）

保護者以外の送迎者（お迎え代理人）の氏名及び連絡先をご記入いただくものです。  
※代理人が居ない場合は、右下の住所、保護者氏名、児童名のみ記入してご提出ください。

1及び3は、入所を希望する児童1人ごとに1部必要です。  
2及び4は、きょうだいで入所する場合、1部で結構です。



## <該当する場合に提出するもの>

### 1. 口座振替依頼書

- 新規で入所を希望される方のみご提出ください。
- 入所料等は原則口座振替でお支払いいただくようお願いしています。
- 依頼書は、利用開始月の前月25日までに提出してください。それを過ぎると利用開始月の入所料等は納付書でのお支払いとなりますので、ご注意ください。
- 金融機関届出印を確認して押印してください。
- 印鑑の押印がよく出来なかった場合（写りが悪い等）は枠内に収まれば隣に押印しても構いません。枠外の押印は無効ですので、指導員から新しい用紙を受け取ってください。
- 銀行名、氏名、住所、フリガナ、口座番号等すべて記入漏れのないようにお願いします。

#### 【指定金融機関一覧】

- |              |             |
|--------------|-------------|
| • 福岡銀行       | • 北九州銀行     |
| • 西日本シティ銀行   | • 田川信用金庫    |
| • 福岡京築農業協同組合 | • 福岡中央銀行    |
| • 九州労働金庫     | • 福岡ひびき信用金庫 |



### 2. 延長利用登録申込（終了届出）書

延長利用（2ページ<<延長（午後6時から午後7時）利用について>>参照）を希望する場合、ご提出いただくものです。

### 3. 減免申請書

入所料等で減免事由に該当する場合（3ページ<<入所料等の減免について>>参照）にご提出いただくものです。

この申請書が提出されないと減免されませんので、該当する場合は必ず提出をお願いします。

### 4. 児童状況調べ②

お子様に発作や服薬がある場合にご提出いただくものです。お子様が児童クラブで楽しく健康に過ごせるよう配慮するため、参考にさせていただきますので、該当がある場合はご記入、ご提出にご協力をお願いいたします。



## 5. 与薬依頼書（入所申込み時ではなく、入所後、与薬が必要な時に提出してください。）

児童クラブでは原則、与薬の取り扱いは行っていませんが、医師の指示などでやむを得ず与薬が必要となる場合に限り、お子様の健康を守るため、保護者の方より連絡を受けた場合のみ対応しています。与薬が必要な場合（指導員が声かけをし、飲ませる場合のみ。自分で飲める場合は不要。）は、各児童クラブまたは市役所担当課にお問い合わせの上、与薬依頼書を提出してください。（用紙は各児童クラブまたは市役所担当課にあります。）

※提出書類で、記入や提出が難しいものがある場合は、ご相談ください。



## ★注意事項★

- 入所の可否について、ご提出いただいた利用申請書及び勤務証明書等に基づき審査し、決定します。申請書を提出した時点で、入所が決定するわけではありませんのでご注意ください。また、頂いた個人情報については個人情報保護規定に則り適正に管理いたします。
- 年度の途中で入所を希望する場合は、入所希望月の前月の15日までに利用申請書等必要書類を希望する児童クラブへ提出してください。
- 児童クラブ入所料、おやつ代等は利用開始日を過ぎると全額徴収しますので、申請書を提出していたが利用する予定がなくなった場合は、入所取下届を利用開始日の3日前までに、利用予定児童クラブ又は市役所担当課まで提出してください。取下届の用紙は各児童クラブ又は市役所担当課にあります。（夏休み等の長期休暇時は、取下提出期限を別途指定します。）長期休暇時の入所の取下げの場合、利用料を引き落とし後、還付となる可能性もあります。なるべく早めのご提出をお願いいたします。
- 児童クラブを退所する場合は、退所する月の当月末までに、利用している児童クラブに退所届を提出してください。退所届の用紙は各児童クラブにあります。  
（例：10月20日で退所を希望 ⇒ 10月31日までに退所届を提出）  
提出が遅れますと、取下届同様、翌月の利用がなくても、入所料等を全額徴収させていただくこととなりますので、ご注意ください。
- おやつについては、食物アレルギーがある児童以外はみなさんに提供するようになっています。アレルギーのある児童は、おやつを持参していただきます。児童クラブでの代替食等の対応はできませんので、ご了承ください。  
また、食物アレルギーがある児童以外はおやつ代の減額はできませんのでご注意ください。
- 児童状況調べはお子様の状態をよりよく理解し、保育に役立てる事を目的とするものです。回答内容によって入所をお断りする等の不利益はございませんのでご安心ください。

ご不明な点等ございましたら、各児童クラブまたは市役所担当課までお問い合わせください。

## 入所後のご案内

### ◇一日の生活（例）



#### 平日

|        |         |
|--------|---------|
| 放課後    | ☆ただいま   |
|        | ☆おやつ    |
|        | ☆宿題     |
|        | ☆自主活動   |
| 18時00分 | ☆さようなら  |
|        | ▼ 延 長 ▼ |
| 19時00分 |         |

#### 長期休校日・学校休校日

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 8時     | ☆おはよう<br>☆学習<br>☆自主活動 |
| 12時頃   | ☆昼食<br>☆自主活動          |
|        | ☆おやつ<br>☆自主活動         |
| 18時00分 | ☆さようなら                |
|        | ▼ 延 長 ▼               |
| 19時00分 |                       |

### ◇入所時に用意するもの

- ◎ ぞうきん 1枚
- ◎ ティッシュペーパー 1箱



#### ★児童クラブに置いておく物（個人用）

- ◎ 着替え（洋服上下・下着上下・くつ下を袋に入れて下さい）

※個人用については、必ず名前を記入して下さい。

### ◇持ち物

#### ★連絡ファイル、または連絡ノート（各クラブで準備します）

#### ★必要以外の物は、持たせないで下さい。

（特に必要のないお金・ゲーム・おもちゃ類）

#### ★個人用の持ち物は必ず記名して下さい。

※長期休暇・学校休校日についての持ち物は、その都度連絡します。





## ◇お休みする場合

欠席などの連絡は、保護者から指導員にお願いします。  
特に無断欠席は、事故の原因にもなりますので必ず連絡して下さい。  
児童クラブには、留守番電話がありますので利用して下さい。

## ◇送迎について

### ★お迎えが原則です！

習い事等により児童だけで歩いて校外に出る場合については、必ずご相談ください。

### ★学校休業日の登所について

近年、登下校時に児童が被害者となる事件や事故が多発しています。特に学校休業日の朝は、必ず保護者の責任において、児童が安全に登所できるようにしてください。  
(こどもの安全を考慮し、可能な限り直接指導員に引き渡してください。)

## ◇昼食について

学校給食のない日は、お弁当・水筒を持参して下さい。  
デザートや要冷蔵のもの、カップラーメンなどの加工  
が必要なものは持たせないでください。



## ◇おやつについて

児童クラブでは、夕方まで過ごす児童への補食として、おやつを出しております。  
おやつはその目的・衛生面等を考慮し、その場での完食を基本としています。  
そのため、原則、おやつのお持ち帰りはできませんので、ご了承ください。

ただし、おやつを食べる前に保護者がお迎えに来た場合で、当日のおやつが持ち帰り可能なもの（スナック菓子や個別包装のもの）の場合は、お帰りの際に保護者の方にその日のおやつをできる限りお渡しします。その際は下記の点にご注意ください。

★おやつを受け取った場合は、下校途中で食べたり破棄したりせず、必ず自宅までお持ち帰りください。持ち帰ったおやつは、賞味期限や衛生面からも、その日のうちに食べるようにしてください。

児童クラブをお休みした日の、おやつを取り置きやおやつ代の減免はできませんので、ご了承ください。

## 行橋市児童クラブ一覧

|    | クラブ名        | 郵便番号     | 住 所        | 電 話           | 目安(人) | 保育場所 |
|----|-------------|----------|------------|---------------|-------|------|
| 1  | 行橋小児童クラブ    | 824-0003 | 大橋 2-17-1  | 22-2975       | 60    | 専用施設 |
| 2  | 行橋北小児童クラブ   | 824-0001 | 行事 6-20-1  | 24-7752       | 55    | 学校施設 |
| 3  | 第2行橋北小児童クラブ | 824-0001 | 行事 6-20-1  | 25-0201       | 35    | 学校施設 |
| 4  | 行橋南小児童クラブ   | 824-0032 | 南大橋 2-5-1  | 24-3515       | 80    | 学校施設 |
| 5  | 延永小児童クラブ    | 824-0064 | 上津熊 125    | 22-0214       | 60    | 学校施設 |
| 6  | 第2延永小児童クラブ  | 824-0064 | 上津熊 125    | 25-8321       | 35    | 学校施設 |
| 7  | 泉小児童クラブ     | 824-0034 | 泉中央 4-1-1  | 25-8075       | 64    | 専用施設 |
| 8  | 第2泉小児童クラブ   | 824-0034 | 泉中央 4-8-64 | 23-0044       | 64    | 専用施設 |
| 9  | 仲津小児童クラブ    | 824-0026 | 道場寺 1439   | 23-3399       | 75    | 専用施設 |
| 10 | 稗田小児童クラブ    | 824-0054 | 下稗田 967    | 22-0185       | 60    | 専用施設 |
| 11 | 今川小児童クラブ    | 824-0048 | 宝山 857     | 25-3102       | 60    | 専用施設 |
| 12 | 蓑島小児童クラブ    | 824-0011 | 蓑島 841-1   | 25-3341       | 30    | 学校施設 |
| 13 | 今元小児童クラブ    | 824-0015 | 元永 687     | 23-1155       | 64    | 専用施設 |
| 14 | 行橋保育園児童クラブ  | 824-0003 | 大橋 3-4-23  | 22-2557       | 80    | 専用施設 |
| 15 | コスモス児童クラブ   | 824-0036 | 南泉 2-18-40 | 23-0884       | 110   | 専用施設 |
| 16 | ときいろ児童クラブ   | 824-0048 | 宝山 706     | 22-2213       | 70    | 専用施設 |
| 17 | みのり児童クラブ    | 824-0075 | 長尾 518     | 26-5082       | 40    | 専用施設 |
| 18 | 第2みのり児童クラブ  | 824-0075 | 長尾 530     | 090-3730-3468 | 30    | 学校施設 |
| 19 | むつみ保育園児童クラブ | 824-0066 | 吉国 592-3   | 28-8191       | 40    | 専用施設 |

市役所担当課

行橋市役所 学校管理課 学務係

TEL:0930-25-1111(内線 1346)

